

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

内灘町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

内灘町長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、資格確認書、資格通知書(資格情報のお知らせ)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証の発行、診療報酬明細書のチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等 ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払 ③オンライン資格確認に関する事務</p> <p>・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	(1) 国民健康保険事務処理標準システム (2) 医療給付システム (3) 診療報酬明細書管理システム (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) 中間サーバー (6) 国保総合システム及び国保情報集約システム (7) 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 国民健康保険資格情報ファイル (2) 国民健康保険給付情報ファイル (3) 診療報酬明細書情報ファイル (4) 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 44項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律第9条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 【情報提供】 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173項 【情報照会】 69,70,71,160項 <オンライン資格確認業務> 番号法附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） 国民健康保険第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	町民福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6720
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	町民福祉部保険年金課 〒920-0292 石川県河北郡内灘町字大学1丁目2番地1 TEL076-286-6702
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年8月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従っているほか、取扱時には、複数人による確認作業を行っており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、IDとパスワードによる認証に限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとにシステム上で管理することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析を行って不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから不正に利用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>・国民健康保険法その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、診療報酬明細書のチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>・国民健康保険法その他関係法令に基づき、被保険者の資格管理、被保険者証・限度額適用認定証等の発行、診療報酬明細書のチェック、療養費等の給付業務を行う。</p> <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。</p> <p>①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等</p> <p>②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払</p> <p>③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 関連情報－1 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務－②シ ステムの名称	(1) 国民健康保険システム (2) 医療給付システム (3) 診療報酬明細書管理システム (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) 中間サーバー	(1) 国民健康保険システム (2) 医療給付システム (3) 診療報酬明細書管理システム (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) 中間サーバー (6) 国保総合システム及び国保情報集約システム (7) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月10日	I 関連情報－3 個人番号の利 用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月10日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p>	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報－3個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 行政手続における特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I 関連情報－4情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>【情報提供】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、46、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項 ・行政手続における特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第1、2、3、4、5、8、19、20、25、33、43、44、46、49、53条</p> <p>【情報照会】 ・番号法第19条第8号及び別表第二の27、42、43、44、45の項 ・行政手続における特定の個人の情報を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第20、25、26条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項</p>	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和4年1月1日 時点	事後	
令和4年3月11日	IV リスク対策－4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	委託する	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	IV リスク対策－5. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託－委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分な	—	十分である	事前	
令和6年2月28日	I 関連情報－1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43,121項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	<p>・現時点までの番号法の条文ズレを見直して記載した。</p> <p>・公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。</p>
令和6年2月28日	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	
令和6年2月28日	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和4年1月1日 時点	令和6年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月28日	IV リスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	委託しない	事前	
令和7年10月31日	I. 1. ②事務の概要	被保険者証・限度額適用認定証等	資格確認書、資格通知書(資格情報のお知らせ)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証	事後	国民健康保険法改正に伴う修正
令和7年10月31日	I. 1. ②事務の概要	<p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同で行う。</p>	削除	事後	
令和7年10月31日	I. 1. ②事務の概要	<p>③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	<p>③オンライン資格確認に関する業務</p> <p>・番号法その他関係法令に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I. 1. ③システムの名称	(1) 国民健康保険システム (2) 医療給付システム (3) 診療報酬明細書管理システム (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) 中間サーバー (6) 国保総合システム及び国保情報集約システム (7) 医療保険者等向け中間サーバー等	(1) 国民健康保険事務処理標準システム (2) 医療給付システム (3) 診療報酬明細書管理システム (4) 団体内統合利用番号連携サーバー (5) 中間サーバー (6) 国保総合システム及び国保情報集約システム (7) 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和7年10月31日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 <オンライン資格確認業務> 番号利用法第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30 番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	番号法第9条第1項 別表 44項 平成26年内閣府・総務省令第5号第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項 公金給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録に関する法律第9条	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I. 4. ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>【情報提供】 第三欄(情報提供者)に「医療保険者」又は「医療に関する給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」又は「医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項及び第三欄(情報提供者)に「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれ、法令において健康保険法が規定されている項(1,2,3,4,5,9,12,15,17,22,26,27,30,33,39,42,58,62,78,80,87,88,93,97,106,109,120項)</p> <p>【情報照会】 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保険給付の支給に関する事務」が含まれる項(42,43,121項)</p> <p>平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】1,2,3,4,5,19,20,25,33,43,44,46条 【情報照会】25条</p> <p><オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>【情報提供】 2,3,6,13,16,19,27,38,42,48,56,65,69,83,87,115,125,131,137,141,145,158,161,164,165,166,173項</p> <p>【情報照会】 69,70,71,160項</p> <p><オンライン資格確認業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	番号法改正に伴う修正
令和7年10月31日	II. 1. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更には該当しない
令和7年10月31日	II. 2. いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	令和7年8月1日 時点	事後	時点日の変更であり重要な変更には該当しない
令和7年10月31日	IV. 8. 人手を介在させる作業		新設	事後	新様式への変更
令和7年10月31日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新設	事後	新様式への変更